

令和6年度 公文書開示（11月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R6. 9. 7	R6. 11. 5	「都区市町村情報セキュリティクラウド」の仕様（外部サイト閲覧に関する機能が記載された文書）、受注者との契約書（契約の相手方名、契約名が分かる文書及び契約に係る料金が分かる文書）に該当する以下の文書 （１）サービス仕様書（2. Web閲覧サービス編） （２）「第二期都区市町村情報セキュリティクラウドサービス申込書」に関する承り書 （３）支出命令書及び請求書	56		1						1	1		1			（7条3号）法人の内部管理情報であり、公にすることによって、法人の事業運営が損なわれると認められるため。 （7条4号）公にすることにより、偽造等による犯罪を誘発し又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。 （7条4号・6号）セキュリティクラウドの詳細、技術情報等が記載されており、当該情報を公にすることにより、悪意のある攻撃者の攻撃を助長し、犯罪の予防及び都の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	デジタルサービス局総務部 情報セキュリティ課
2	R6. 9. 7	R6. 11. 5	「都区市町村情報セキュリティクラウド」の職員向けマニュアルに該当する文書					1										「都区市町村情報セキュリティクラウド」は職員が直接利用するシステムではなく、職員向けマニュアルは存在しないため。	デジタルサービス局総務部 情報セキュリティ課
3	R6. 9. 7	R6. 11. 6	TAIMS端末に関する詳細情報	1	1														デジタルサービス局デジタル基盤部デジタル基盤運用課
4	R6. 9. 7	R6. 11. 6	「TAIMS」端末の職員向けマニュアル（直近で配備したもの1機種分）に該当する以下の文書 ・TAIMS個人端末(23C)ワンポイントマニュアル ・TAIMS端末スタートガイド	51		1						1			1			（7条4号）職員のみが知る文字列であり、公にされることにより、標的型攻撃メールなどの犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。 （7条6号）公にすることにより、不特定多数の者から本来の業務目的以外の問合せ等が大量又は無差別に行われ、実施機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	デジタルサービス局デジタル基盤部デジタル基盤運用課
5	R6. 11. 1	R6. 11. 14	子育て支援制度レジストリの整備及びプッシュ型サービスに関する協定書及び同協定書に関する覚書	3	1														デジタルサービス局デジタル戦略部デジタル戦略課